令 和 ８ 年 10 月 22 日
第 20 回教育委員会定例会資料
教育部生涯学習推進センター

柴崎学習館の臨時休館について

柴崎学習館において、ＬＥＤ化改修工事を実施するにあたって、利用者の安全確保のため工事期間中の施設利用を全館休止することとする。このことを踏まえ、工事期間中、柴崎学習館の施設利用について、立川市地域学習館条例第７条に基づき、次のとおり臨時休館としたい。

記

１　休館期間

令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金）

２周知

（１）「広報たちかわ」11 月 10 日号に掲載

（２）市ホームページ、施設予約システムに掲載

（３）館内掲示